

## 第 1 1 2 号議案

足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成 1 5 年 1 2 月 1 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

### 足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

足立区職員の給与に関する条例（昭和 5 0 年足立区条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 1 項第 1 号中「 1 7 万 7 , 4 0 0 円」を「 1 7 万 5 , 6 0 0 円」に改める。

第 1 2 条第 3 項第 1 号及び第 2 号中「 1 万 6 , 2 0 0 円」を「 1 万 5 , 7 0 0 円」に改め、同項第 4 号中「 4 , 0 0 0 円」を「 4 , 5 0 0 円」に改める。

第 1 6 条第 2 項各号列記以外の部分中「月額」を「額」に改め、同項第 1 号中「 1 月」を「支給対象期間（ 6 箇月を超えない範囲内で人事委員会が定める期間。以下同じ。）」に、「（その額が 4 万 5 , 5 0 0 円を超えるときは、 4 万 5 , 5 0 0 円）」を「。ただし、運賃等相当額を支給対象期間内で通勤手当が支給される月の数（以下「支給月数」という。）で除して得た額が 5 万 5 , 0 0 0 円を超えるときは、 5 万 5 , 0 0 0 円に当該支給月数を乗じて得た額」に改め、同項第 2 号中「同表に掲げる額」の次に「に支給月数を乗じて得た額」を加え、同項第 3 号中「が 4 万 5 , 5 0 0 円を超えるときは、 4 万 5 , 5 0 0 円」を「を支給月数で除して得た額が 5 万 5 , 0 0 0 円を超えるときは、 5 万 5 , 0 0 0 円に当該支給月数を乗じて得た額」に改め、同条第 3 項中「月額」を「額」に、「 1 箇月」を「支給対象期間」に、「が 2 万円を超えるときは、 2 万円」を「を支給月数で除して得た額が 2 万円を超えるときは、 2 万円に当該支給月数を乗じて得た額」に改め、同条第 4 項中「月額」を「額」に改め、同条第 5 項中「の支給」の次に「及び返納」を加え、

同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の人事委員会が定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給対象期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して人事委員会が定める額を返納させるものとする。

第29条第2項中「100分の50」を「100分の25」に改め、同条第3項中「100分の50」を「100分の25」に、「100分の25」を「100分の10」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

## ア 行政職給料表(一)

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	—	149,700	162,700	205,500	—	235,600	—	303,800	—	417,900
	2	—	155,600	169,600	214,000	—	244,500	—	314,100	—	432,900
	3	—	161,700	177,800	222,500	234,200	253,400	273,600	324,600	—	448,400
	4	139,700	168,500	186,000	231,200	243,000	262,300	283,000	335,300	361,200	464,400
	5	144,300	176,800	194,400	239,900	251,800	271,500	292,500	346,200	373,000	480,500
	6	148,900	185,100	202,800	248,700	260,800	280,800	302,300	357,200	384,900	496,700
	7	153,500	193,400	211,400	257,700	270,000	290,300	312,500	368,300	397,000	513,200
	8	159,400	201,600	220,000	266,700	279,200	299,900	322,700	379,500	409,300	529,300
	9	165,600	209,800	228,700	275,800	288,600	309,900	333,400	390,700	422,000	545,400
	10	173,300	218,000	237,600	285,000	298,100	319,900	344,300	402,400	434,800	560,100
	11	181,400	226,200	246,600	294,200	308,000	330,100	355,300	414,500	448,000	571,400
	12	189,500	234,400	255,600	303,100	317,900	340,300	366,300	426,900	461,200	580,800
	13	197,800	242,600	264,200	312,000	328,100	350,800	377,300	438,700	472,900	587,900
	14	206,100	250,600	272,800	320,700	338,100	361,000	388,300	450,100	482,900	594,700
	15	214,300	258,500	281,300	329,300	348,000	371,100	399,300	459,300	492,500	599,600
	16	222,300	265,700	289,700	337,600	357,700	381,200	410,200	467,600	499,500	604,000
	17	230,300	272,800	297,800	345,500	367,300	391,100	420,800	474,200	506,100	
	18	238,100	279,900	305,800	352,900	376,400	400,900	431,400	480,100	511,600	
	19	245,600	286,900	313,600	360,200	385,200	410,100	440,200	484,200	516,400	
	20	252,500	293,500	321,400	366,900	393,400	417,300	447,300	487,900	519,500	
	21	258,900	300,000	329,000	372,600	400,400	423,600	453,300	491,000	522,600	
	22	264,700	306,400	335,200	377,200	405,800	429,200	457,600	493,900	525,700	
	23	270,300	311,800	341,400	381,600	409,900	434,000	461,800	496,800	528,800	
	24	275,800	316,400	346,300	385,100	413,900	437,900	464,900	499,600	531,800	
	25	281,200	320,400	350,500	388,000	417,700	441,400	467,500	502,300	534,700	
	26	286,400	323,600	354,300	390,700	420,700	444,100	470,100		537,600	
	27	291,300	326,500	356,700	393,100	423,700	446,800	472,700			
	28	295,000	329,000	359,100	395,200	426,400	449,500	475,200			
	29	298,300	331,200	361,300	397,200	429,000	452,100	477,700			
	30	299,900	333,100	363,300	399,200	431,500	454,700	480,200			
	31	301,500	334,900	365,100		434,000	457,300	482,700			
	32		336,600	366,800		436,500	459,900				
	33					439,000	462,400				
	34					441,400	464,900				
	35					443,800	467,300				
36					446,100						
再任用 職員		157,100	187,000	218,900	253,900	294,000	313,600	333,100	369,100	405,400	—

## 備考

- この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第25条に規定する職員を除く。
- 2級の6号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で、人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、179,800円とする。

イ 行政職給料表 (二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円
	1	126,800	159,400	205,500	—
	2	131,000	165,600	214,000	—
	3	135,300	173,300	222,500	234,200
	4	139,700	186,000	231,200	243,000
	5	144,300	194,400	239,900	251,800
	6	148,900	202,800	248,700	260,800
	7	153,500	211,400	257,700	270,000
	8	159,400	220,000	266,700	279,200
	9	165,600	228,700	275,800	288,600
	10	173,300	237,600	285,000	298,100
	11	186,000	246,600	294,200	308,000
	12	194,400	255,600	303,100	317,900
	13	202,800	264,200	312,000	328,100
	14	211,400	272,800	320,700	338,100
	15	220,000	281,300	329,300	348,000
	16	228,700	289,700	337,600	357,700
	17	237,600	297,800	345,500	367,300
	18	246,600	305,800	352,900	376,400
	19	250,600	313,600	360,200	385,200
	20	254,100	321,400	366,900	393,400
	21	257,200	329,000	372,600	400,400
	22	260,200	335,200	377,200	405,800
	23	262,600	341,400	381,600	409,900
	24	264,500	346,300	385,100	413,900
	25	266,000	350,500	388,000	417,700
	26		354,300	390,700	420,700
	27		356,700	393,100	423,700
	28		359,100	395,200	426,400
	29		361,300	397,200	429,000
	30		363,300	399,200	431,500
	31		365,100		434,000
	32		366,800		436,500
	33				439,000
	34				441,400
	35				443,800
36				446,100	
再任用職員		196,600	208,300	215,800	232,400

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事委員会が定めるものに適用する。

別表第2 (第5条関係)

ア 医療職給料表 (一)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円
	1	215,100	—	—	430,300
	2	225,300	—	—	442,300
	3	235,900	316,100	369,000	454,300
	4	247,800	332,400	385,900	466,400
	5	264,200	348,700	402,900	478,300
	6	281,000	365,200	415,200	490,100
	7	297,200	382,100	427,300	501,700
	8	312,800	398,800	439,400	512,900
	9	328,400	411,000	451,300	523,900
	10	343,900	422,500	463,100	534,700
	11	358,000	433,600	474,800	545,400
	12	371,800	444,000	486,400	556,100
	13	384,900	454,300	497,800	566,300
	14	394,500	464,500	508,400	576,400
	15	403,200	474,500	518,500	586,200
	16	410,800	483,900	528,400	594,000
	17	416,600	492,300	538,300	600,800
	18	421,800	497,600	547,400	606,200
	19	425,300	502,800	553,900	611,000
	20	428,800	507,600	560,000	614,800
	21	432,200	511,000	564,700	618,500
	22	435,400	514,000	569,300	622,200
	23	438,500	516,500	573,700	
	24	440,700	519,000	577,000	
	25	442,900	521,500	579,900	
	26		524,000	582,800	
	27		526,500	585,700	
	28		529,000	588,600	
29			591,500		
再任用職員		308,800	369,500	424,800	—

備考 この表は、保健所等に勤務する医師で人事委員会が定めるものに適用する。

イ 医療職給料表 (二)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	—	152,600	165,700	206,900	—	235,600	—	303,800
	2	—	158,600	172,200	215,100	—	244,500	—	314,100
	3	—	164,700	179,900	223,400	234,300	253,400	273,600	324,600
	4	140,400	170,800	188,000	231,800	243,000	262,300	283,000	335,300
	5	145,300	178,500	196,100	240,200	251,800	271,500	292,500	346,200
	6	150,300	186,300	204,400	248,900	260,900	280,800	302,300	357,200
	7	155,300	194,400	212,700	257,900	270,100	290,300	312,500	368,300
	8	161,400	202,500	221,100	266,900	279,300	299,900	322,700	379,500
	9	167,700	210,800	229,600	276,000	288,700	309,900	333,400	390,700
	10	175,100	218,900	238,200	285,200	298,200	319,900	344,300	402,400
	11	182,700	227,000	246,900	294,400	308,000	330,100	355,300	414,500
	12	190,300	235,000	255,800	303,300	317,900	340,300	366,300	426,900
	13	198,400	243,000	264,400	312,200	328,100	350,800	377,300	438,700
	14	206,600	250,900	273,000	320,900	338,100	361,000	388,300	450,100
	15	214,700	258,600	281,500	329,300	348,000	371,100	399,300	459,300
	16	222,700	265,800	289,900	337,600	357,700	381,200	410,200	467,600
	17	230,700	273,000	298,000	345,500	367,300	391,100	420,800	474,200
	18	238,500	280,000	306,000	352,900	376,400	400,900	431,400	480,100
	19	246,000	287,000	313,800	360,200	385,200	410,100	440,200	484,200
	20	252,700	293,600	321,600	366,900	393,400	417,300	447,300	487,900
	21	259,000	300,100	329,000	372,600	400,400	423,600	453,300	491,000
	22	264,700	306,500	335,200	377,200	405,800	429,200	457,600	493,900
	23	270,300	311,800	341,400	381,600	409,900	434,000	461,800	496,800
	24	275,800	316,400	346,300	385,100	413,900	437,900	464,900	499,600
	25	281,200	320,400	350,600	388,000	417,700	441,400	467,500	502,300
	26	286,400	323,600	354,400	390,700	420,700	444,100	470,100	
	27	291,300	326,500	356,800	393,100	423,700	446,800	472,700	
	28	295,000	329,000	359,200	395,200	426,400	449,500	475,200	
	29	298,300	331,200	361,400	397,300	429,000	452,200	477,700	
	30	299,900	333,100	363,400		431,500	454,800	480,200	
	31	301,500	334,900	365,100		434,000	457,400	482,700	
	32		336,600			436,500	459,900		
	33					439,000	462,400		
	34					441,400			
35					443,800				
再任用 職員		157,700	188,600	222,000	255,900	293,500	312,800	333,100	369,100

備考 この表は、保健所等に勤務する栄養士、歯科衛生士その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表（三）

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	—	158,500	172,100	208,900	—	—	—	303,800
	2	—	165,100	178,900	216,400	—	235,600	—	314,100
	3	146,300	171,700	185,700	223,900	—	244,500	—	324,600
	4	152,200	178,300	192,700	231,700	234,500	253,400	273,600	335,300
	5	158,100	184,900	199,900	240,200	243,300	262,300	283,000	346,200
	6	164,400	191,500	207,100	248,900	252,100	271,500	292,500	357,200
	7	170,800	198,500	214,500	257,900	261,100	280,800	302,300	368,300
	8	177,200	205,600	222,000	266,900	270,200	290,300	312,500	379,500
	9	183,600	212,700	229,600	276,000	279,300	299,900	322,700	390,700
	10	190,400	219,900	238,200	285,200	288,700	309,900	333,400	402,400
	11	197,200	227,400	247,000	294,300	298,200	319,900	344,300	414,500
	12	204,000	235,500	255,600	303,300	308,000	330,100	355,300	426,900
	13	210,800	243,400	264,200	312,100	317,900	340,300	366,300	438,700
	14	217,700	251,200	272,800	320,800	328,100	350,800	377,300	450,100
	15	225,200	258,600	281,300	329,300	338,100	361,000	388,300	459,300
	16	232,600	265,700	289,700	337,600	348,000	371,100	399,300	467,600
	17	239,700	272,800	297,800	345,500	357,700	381,200	410,200	474,200
	18	246,800	279,900	305,800	352,900	367,300	391,100	420,800	480,100
	19	253,100	286,900	313,600	360,200	376,400	400,900	431,400	484,200
	20	259,100	293,500	321,400	366,900	385,200	410,100	440,200	487,900
	21	264,800	300,000	329,000	372,600	393,400	417,300	447,300	491,000
	22	270,400	306,400	335,200	377,200	400,400	423,600	453,300	493,900
	23	275,900	311,800	341,400	381,600	405,800	429,200	457,600	496,800
	24	281,200	316,400	346,300	385,100	409,900	434,000	461,800	499,600
	25	286,400	320,400	350,600	388,000	413,900	437,900	464,900	502,300
	26	291,300	323,600	354,400	390,800	417,700	441,400	467,500	
	27	295,000	326,500	356,800	393,200	420,700	444,100	470,100	
	28	298,300	329,000	359,200	395,300	423,700	446,800	472,700	
	29	299,900	331,200	361,400	397,300	426,400	449,500	475,200	
	30	301,500	333,100	363,400		429,000	452,200	477,700	
	31		334,900	365,100		431,500	454,800	480,200	
	32		336,600			434,000	457,400	482,700	
	33					436,500	459,900		
	34					439,000	462,400		
	35					441,400			
36					443,800				
再任用 職員		164,100	194,600	225,500	257,300	293,700	312,800	333,100	369,100

備考 この表は、保健所、保健所等に勤務する保健師、看護師その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

別表第3の35キロメートル以上40キロメートル未満の項及び40キロメートル以上の項中「11,000」を「13,000」に改める。

付 則

( 施行期日 )

- 1 この条例は、平成16年1月1日から施行する。ただし、第16条第2項から第6項までの改正規定は同年4月1日から施行する。

( 最高号給を超える給料月額の切替え等 )

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。付則第4項において同じ。）の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）が定める。

( 施行日前の異動者の号給等の調整 )

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会が定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けるとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にして異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

( 平成16年3月に支給する期末手当に関する特例措置 )

- 4 平成16年3月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の足立区職員の給与に関する条例第29条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第4項及び第5項又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年足立区条例第40号）第4条第1項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（人事委員会が定める職員にあつては、第1号に掲げる額又は第1号及び第2号若しくは第1号及び第3号に掲げる額の合計額。以下この項において「調整す



べき額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整すべき額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成15年4月1日(同月2日から平成16年3月1日までの間に新たに職員となつた者(平成15年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して人事委員会が定めるものを除く。)にあつては、新たに職員となつた日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち人事委員会が定める日))において職員が受けるべき給料、給料の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当(第16条の2第2項に規定する規則で定める額を除く。)の月額合計額に100分の0.79を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかつた期間、給料を支給されなかつた期間その他の人事委員会が定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会が定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

(2) 平成15年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.79を乗じて得た額

(3) 平成15年12月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.79を乗じて得た額

5 平成15年4月1日から平成16年3月1日までの間において、他の特別区の職員であつた者その他の人事委員会が定める職員から引き続き新たに職員になつた者で任用の事情を考慮して人事委員会が定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは「他の特別区の職員であつた者その他の人事委員会が定める者との均衡を考慮して人事委員会が定める額」と、「第1号に掲げる額又は第1号及び第2号若しくは第1号及び第3号に掲げる額の合計額」とあるのは「人事委員会が定める額」とする。

( 委任 )

- 6 この付則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

( 提案理由 )

職員の給与を改定する必要があるので、この条例案を提出いたします。